

(仮称) 長野市公契約等基本条例 (案) について

1 条例制定の趣旨

- 本年4月、市内事業者の健全な発展や市内経済の活性化等の観点から、最低制限価格の引き上げ、総合評価落札方式の拡大などの入札・契約制度の見直しを行った。
- 働き方改革関連法の施行 (H31. 4. 1) や担い手3法の改正 (※) が行われ、事業者には労働環境向上への取組が求められている。

※ 担い手3法の改正

- 品確法 (公共工事の品質確保の促進に関する法律) (R1. 6. 14 施行)
- 建設業法 (R2. 10. 1 施行)
- 入契法 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律) (R1. 9. 14 施行)

- 建設業労働組合等から、公契約条例の制定について要望が出されている。



- 以上のことを踏まえ、本市の入札・契約制度の実効性をより高め、公契約の適正化を総合的に推進していくために、基本理念を定め、市及び事業者の責務を明らかにした本条例 (案) について検討を行うこととした。

市長施政方針 (令和元年度3月議会)

- 災害時など、地域の「守り手」である建設業への期待が高まる中、働き方改革を推進し、将来にわたり公共事業を担う事業者が適正な労働環境のもとに技術者や労働力を確保していくことが重要となっており、最低制限価格の引き上げを本年4月から実施するとともに、「公契約条例」に関し、研究組織を立ち上げ、具体的に検討する。

市長答弁 (令和元年度3月議会)

- 新担い手3法が本年10月から本格的に施行され、働き方改革の推進に向け「適正な請負代金での契約締結や、長時間労働の是正をはじめとした労働環境の適正な整備」への取組などが求められることから、公契約条例の制定に向け、より具体的な取り組みを進め、今年中を目途に一定の方向性を示す。

2 他自治体の公契約条例の制定状況

- (1) 全国で57自治体が制定 (令和2年4月1日現在)。

うち都道府県は7団体、中核市は10団体。長野県内は、県のみ。

- (2) 自治体独自の賃金下限額を設けない団体は全国で34団体、県は7団体、中核市は7団体。

3 公契約条例検討委員会（令和2年4月設置）

(1) 委員構成

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	長野県立大学 グローバルマネジメント学部助教	三浦 正士
	弁護士	村上 晃
	社会保険労務士	杉山 逸人
事業者団体 代表	長野商工会議所 副会頭	伊藤 隆三
	(一)長野市建設業協会 会長	湯本 宜成
労働者団体 代表	長野建設産業労働組合 前組合長	中山 英治
発注者 代表	総務部長	倉島 明
	建設部長	小林 正明

(2) 検討委員会の検討内容

ア 開催状況

時 期 等	主 な 内 容
第1回（4/27）	◆ 情報共有及び論点の洗い出し
第2回（5/19）	◆ 論点の整理・意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公契約条例の対象契約の範囲について ・ 条例の目的や理念について ・ 労働環境の適正化について （賃金規定の必要性、事業者の報告義務、労働者の申出手続き等） ・ 条例内容の担保（指導や関係機関への通報等） ・ 条例運用状況等の検証 等
第3回（6/2）	
第4回（6/24）	
第5回（7/16）	

4 今後のスケジュール（予定）

時期	事項	備考
令和2年7/31、8/3	部長会議・政策説明会	パブリックコメントの実施
令和2年8月25日から 9月23日まで	パブリックコメント	30日間
令和2年9月	9月定例会	個人質問
令和2年10/1、10/7	部長会議・政策説明会	パブリックコメントの結果報告
令和2年11/10、11/17	部長会議・政策説明会	議案説明
令和2年12月	12月定例会	条例案提出
令和3年4月1日	施行	段階的に施行

5 (仮称)長野市公契約等基本条例(案)骨子の概要

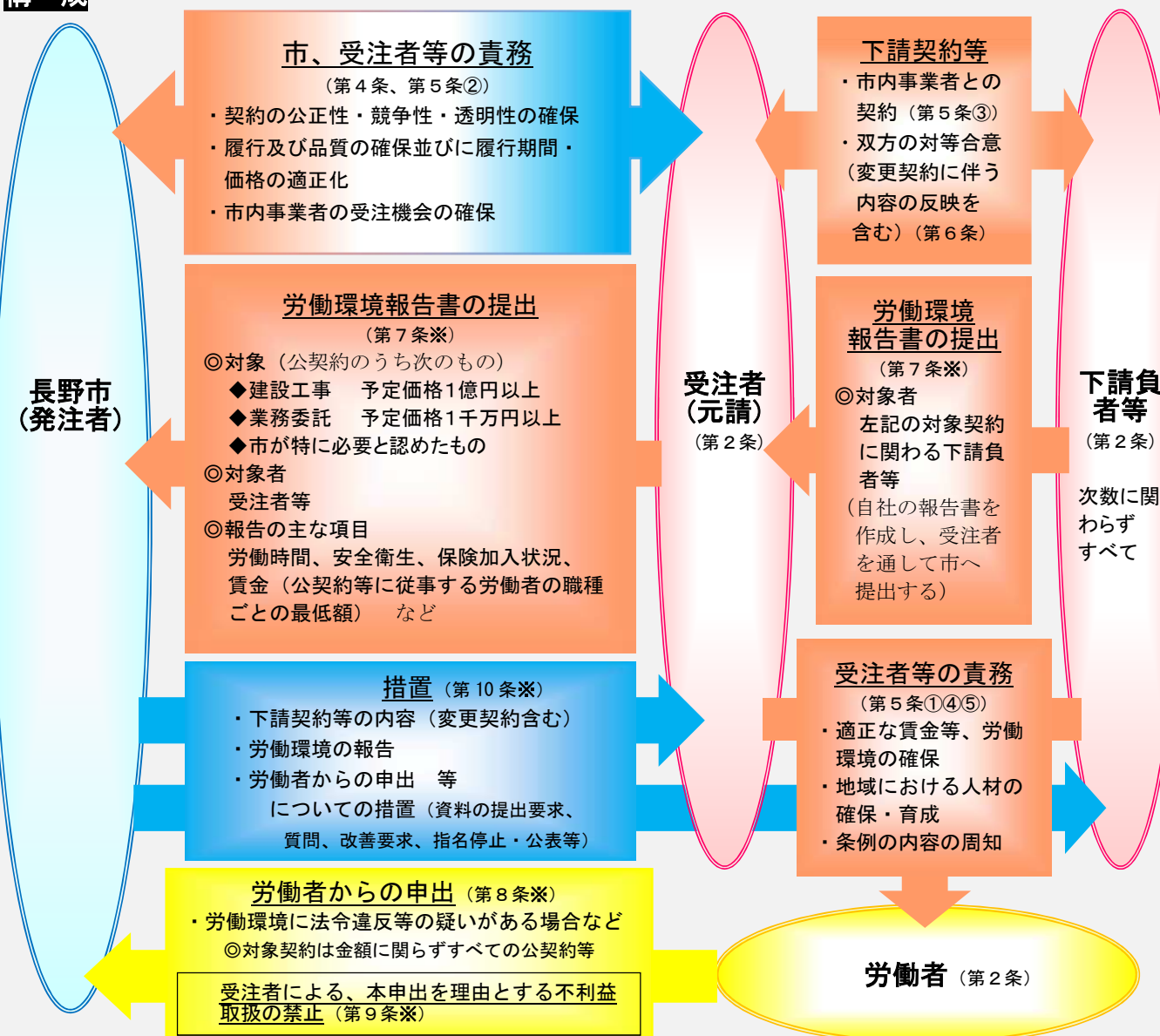
目的 (第1条) 公契約等に係る基本的な理念を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公契約等の公正性及び競争性並びに透明性を高め、市民への良好な公共サービスの提供を確保するとともに、公契約に従事する労働者の労働環境の向上を図り、もって地域経済が健全に発展し、市民が幸せを実感し安心して暮らすことができる持続可能な地域社会の実現に寄与すること。

対象 ①本市が発注する全ての契約
(第2条) ②公の施設の管理に関する指定管理の協定 (①及び②に関わる下請負者等との契約を含む)

基本理念 (第3条)

- 1 契約の公正性・競争性・透明性の確保
- 2 適正な履行及び品質の確保
- 3 市内事業者の受注機会の確保
- 4 労働者の賃金その他の労働環境の適正化
- 5 地域における人材の確保・育成
- 6 環境の保全、人権への配慮など事業者の社会的価値の向上
- 7 談合その他の不正行為の排除の徹底

構成



協議の場の設置 (第11条)

市は、公契約等に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、条例の運用状況の検証を行い、必要に応じ、学識経験を有する者、事業者等その他関係団体との協議の場を設けるもの。

施行 令和3年4月1日(予定)。 ※第7条から第10条の規定は、令和3年10月1日(予定)。

6 公契約条例検討委員会における委員の主な意見及び市の方針

論点：賃金規定の必要性について

委員の意見（発言者敬称略）

- ☆現場の労働者の生活を支えるため、公共工事設計労務単価の一定割合など市独自の賃金下限額を定めるべき。
- ☆設計労務単価の一定割合を市独自の賃金下限額の算定に使うのは、客観的な根拠が弱い。
- ☆最低賃金法の遵守に加え、労働時間など労働環境全般の向上を図るべき。
- ☆熟練者や若者の賃金差、公契約と民間契約の差異、経営における裁量の幅が狭まるなどの弊害が生じる恐れがあり、市独自の賃金下限額は定めるべきでない。
- ☆市独自の賃金下限額を定めことによる近隣自治体への影響も考慮が必要。

市の方針

市独自の賃金下限額を定めることには賛否両論あったが、労働環境報告書の提出の仕組みや労働者からの申出等の仕組みを定めることで条例の実効性を担保しつつ、独自の賃金下限額を設けない条例とする。

論点：事業者からの労働環境の報告について

委員の意見（発言者敬称略）

- ☆市独自の賃金下限額を定めないとしても、何らかの形で労働環境を底上げできるような指針、基準となるべきものを具体的に入れるべき。
- ☆労働環境向上を図るため、下請まで含めた労働者の最低の賃金額が最低賃金法で定められた額や公共工事設計労務単価と比較できる形にするべき。
- ☆報告の対象範囲は、書類作成の負担も考慮して定めるべき。

市の方針

他市の状況、契約件数の全体に対する割合などを考慮。
労働環境報告の提出義務について予定価格で工事は1億円以上の契約（H30は28件、3.5%）、業務委託は1千万円以上の契約（H30は122件、13.3%）に設定する。
報告書には、従事する労働者の最低の賃金額とその職種及びその職種の公共工事設計労務単価を記入するほか労働環境の向上に資する項目を入れる。

論点：労働者の申出手続きについて

委員の意見（発言者敬称略）

- ☆申出の対象は限定しない方が良い。
- ☆実態として雇用関係であるにもかかわらず請負契約をしている、いわゆる「偽装的請負」の者がこの申出の対象になるようにすべき。

市の方針

労働者の定義を「労働基準法第9条に定める労働者及び実態として雇用関係にある者」とし、公契約に関して労働を提供する者をすべて申出の対象者とする。